

2024年度 学修の手びき

目次	P 3
履修登録について	P 9
授業一覧表	P21
●心理学専攻 心理学コース	P22
修士論文作成・提出	P25
和光大学大学院学則 履修規程等	P29



和光ポータル用QRコード

2024年度 学修の手びき

▲▲▲和光大学 大学院
社会文化総合研究科

目 次

1	2024年度 学年暦 主要行事予定	4
2	学生証について	6
3	指導教員について	6
4	大学からの諸連絡について	6
5	和光ポータル	7
6	履修登録について	9
7	単位修得・成績について	10
8	修士論文の手続きと審査	12
9	修士論文の審査のみ残している学生への学費の特別措置	13
10	修了について	13
11	授業について	13
12	離学研修制度について	14
13	休学・復学・退学・除籍・再入学	14
14	証明書について	17
15	科目等履修生制度について	20
16	授業一覧表	21
	●心理学専攻	
	心理学コース	22
17	修士論文および修士論文要旨の作成・提出について	25
18	和光大学大学院学則 履修規程等	29
	和光大学大学院学則	30
	和光大学大学院履修規程	36
	和光大学学位規程	38
	和光大学大学院退学、除籍、休学・復学取扱規程	40
	和光大学大学院再入学規程	42
	和光大学大学院科目等履修生規程	43

はじめに(重要) 大学では、休講、教室変更、学生の呼び出し、その他必要な連絡事項は、「和光ポータル」や掲示板で連絡します。
見落としによる不利益がないよう、十分に注意してください。

1 2024年度学年暦

主要行事予定

■ は授業日です。
□ は補習講義、試験、集中講義期間などです。

4 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	4月4日 春セメスター入学登録 新入生説明会 9日～ 春セメスター授業開始 8日～15日、20日～22日、27日～29日 春セメスター履修登録期間 8日～29日 修士論文本題目届提出期間 (2024年度秋セメスター修士論文提出予定者) 29日 休日授業
5 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 ③ ④ ⑤ ⑥ 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
6 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23/30 24 25 26 27 28 29	6月10日 修士論文題目変更届提出期限 (2024年度春セメスター修士論文提出予定者) 14日 修士論文中間発表会申込み期限、修士論文仮題目届提出期限 (2025年度春セメスター修士論文提出予定者)
7 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ⑮ 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	7月10日 修士論文提出期限 (2024年度春セメスター修士論文提出予定者) 15日 休日授業 24日、25日 春セメスター補習講義期間 7月30日、31日、8月1日～3日、5日 春セメスター試験期間 7月末～8月上旬 修士論文中間発表会 (2025年度春セメスター修士論文提出予定者)
8 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ⑪ ⑫ 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	7月30日、31日、8月1日～3日、5日 春セメスター試験期間 7月末～8月上旬 修士論文中間発表会 (2025年度春セメスター修士論文提出予定者) 8月6日～10日 集中講義期間 11日～ 夏期休業 (9月16日まで)
9 月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 ⑯ 17 18 19 20 21 ⑳ ㉑ 24 25 26 27 28 29 30	9月2日 春セメスター成績公開、修了判定結果発表 中旬 入学試験 9月12日 修士論文発表会 修了証書・学位記交付 秋セメスター入学登録、新入生説明会 17日～ 秋セメスター授業開始 9日～12日、19日～23日 秋セメスター履修登録期間 9日～23日 修士論文本題目届提出期間 (2025年度春セメスター修士論文提出予定者) 23日 休日授業

2024年度学年暦

主要行事予定

■ は授業日です。
□ は補習講義、試験期間などです。

<p>10月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5</p> <p>6 7 8 9 10 11 12</p> <p>13 ⑭ 15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 23 24 25 26</p> <p>27 28 29 30 31</p>	<p>10月14日 休日授業</p> <p>下旬 入学試験</p>
<p>11月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2</p> <p>③ ④ 5 6 7 8 9</p> <p>10 11 12 13 14 15 16</p> <p>17 18 19 20 21 22 ⑳</p> <p>24 25 26 27 28 29 30</p>	<p>11月上旬 大学祭（全学休講予定）</p> <p>10日 和光学園創立記念日</p> <p>下旬 入学試験</p> <p>23日 休日授業</p>
<p>12月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1 2 3 4 5 6 7</p> <p>8 9 10 11 12 13 14</p> <p>15 16 17 18 19 20 21</p> <p>22 23 24 25 26 27 28</p> <p>29 30 31</p>	<p>12月10日 修士論文題目変更届提出期限（2024年度秋セメスター修士論文提出予定者）</p> <p>12月中旬 入学試験</p> <p>24日～1月5日 冬期休業</p>
<p>1月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>① 2 3 4</p> <p>5 6 7 8 9 10 11</p> <p>12 ⑬ 14 15 16 17 18</p> <p>19 20 21 22 23 24 25</p> <p>26 ⑰ 28 29 30 31</p>	<p>1月6日～11日、20日 秋セメスター通常授業</p> <p>9日 修士論文提出期限（2024年度秋セメスター修士論文提出予定者）</p> <p>14日～16日 秋セメスター補習講義期間</p> <p>17日～19日 大学入学共通テストに関わる入構禁止</p> <p>21日～25日、27日 秋セメスター試験期間</p> <p>29日、30日 入学試験</p>
<p>2月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1</p> <p>2 3 4 5 6 7 8</p> <p>9 10 ⑪ 12 13 14 15</p> <p>16 17 18 19 20 21 22</p> <p>⑲ ⑳ 25 26 27 28</p>	<p>2月14日 修士論文仮題目届提出期限（2025年度秋セメスター修士論文提出予定者）</p> <p>修士論文中間発表会申込み期限（2025年度秋セメスター修士論文提出予定者）</p> <p>25日 入学試験</p> <p>26日 修了判定結果発表</p>
<p>3月</p> <p>日 月 火 水 木 金 土</p> <p>1</p> <p>2 3 4 5 6 7 8</p> <p>9 10 11 12 13 14 15</p> <p>16 17 18 19 ⑳ 21 22</p> <p>23/30 24/31 25 26 27 28 29</p>	<p>3月3日 入学試験</p> <p>5日 秋セメスター成績公開</p> <p>中旬 修士論文発表会</p> <p>19日 修了証書・学位記交付</p> <p>20日～ 春期休業</p> <p>3月中下旬 修士論文中間発表会（2025年度秋セメスター修士論文提出者）</p>

入試の前日は入構制限があるので、必ず大学HPで確認してください。

2 学生証について

学生証	<p>学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生であることによって受けられる社会的ないくつかの特典を享受するときに使用するものであり、大学には一定の責任が生じます。このことから大学では学生証の取扱いを慎重にしていますので、大学院生の皆さんもよく理解してください。</p> <p>登校時は常時携帯し、本学教職員が提示を求めるときはこれに応じてください。</p>
有効期限	<p>有効期限は原則2年間です（ただし3年課程生、4年課程生については各課程の修業期間となります）。住所変更、改姓などが生じた場合は教学支援課に学籍変更届を提出してください。退学・除籍になった場合は、学生証をすみやかに返却してください。</p>
学籍番号	<p>学籍番号は、入学年度、所属、個人番号を示します。</p> <p>入学手続きを完了した学生に学籍番号が与えられます。この番号は学生証等に記載され、修了後も変わらず残されます。</p> <p>例) 24 M ☆□9</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">「入学年度」(2024)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">大学院生はM</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">個人番号</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">☆はコースを示します 4 = 心理学コース</p> <p>□は入学 Semester を示します 0 ~ = 春 5 ~ = 秋</p> <p>※再入学生の学籍番号は、別途、既在籍期間に基づいて決定されます（本冊子15ページ参照）。</p>

3 指導教員について

指導教員とは	<p>日常的に大学院生の研究指導にあたるのが指導教員です。指導教員は研究指導計画をたて、それに基づいて修士論文作成を指導します。入学 Semester のはじめに相談のうえ指導教員を決め、下記の手続きをしてください。指導教員は所属コースの研究法担当者（本冊子23ページ参照）の中から選んでください。</p>
指導教員届の提出	<p>「指導教員届」を教学支援課に提出してください。提出期間は、入学 Semester の履修登録期間（本冊子9ページ参照）と同じです。</p>
指導教員変更届	<p>変更前指導教員の承諾を得た上で「指導教員変更届」を提出してください。次 Semester から新指導教員となります（用紙は教学支援課にあります）。</p> <p>指導教員がサバティカル・休職等のため次 Semester に不在となる場合は、必ず指導教員変更届を提出してください。</p>

4 大学からの諸連絡について

(1) 和光ポータル

連絡方法として主に使用されます（本冊子P7～8参照）

見忘れ、見落としがないようにしてください。往々にして掲示を見落として、期限が過ぎてから駆け込んでくる学生がいます。このようなことのないよう十分注意してください。見落としたために生じた不利益について、大学は責任を負いません。

(2) 掲示板

授業に関する内容は、担当教員から依頼があったものが掲示板に掲示されます。大学院以外の授業に関する内容は、当該の掲示板で確認してください。

5 和光ポータル

(1) 和光ポータルについて

和光ポータルは学生生活を送るうえで重要な登録や申請を行ったり、必要な情報を受け取ることができるインターネットを通じたウェブシステムです。和光大学の学生は必ず和光ポータルを使用します。毎日ログインをして最新の情報を確認してください。和光ポータルでは次のようなことができます。

- ・履修登録をする。
- ・授業のシラバスを閲覧する。
- ・履修登録および修士論文に関わる様式をダウンロードし、印刷する。
- ・授業に必要な資料・課題・ミーティングルームIDなどを受け取る。
- ・授業の課題やレポートを提出する。
- ・教員へ授業の質問をする。
- ・大学からの休講情報、教室変更情報、イベント情報、重要な連絡を受け取る。
- ・住所変更をする。

これらの機能は一部です。詳しい機能別一覧はP 8に掲載しています。

履修登録を行うには漏れのない操作が必要です。

「履修登録マニュアル」を必ず参照し、履修登録を行ってください。

また、一部授業はオンライン上で実施することがあります。オンライン授業が始まって操作や資料閲覧方法につまづいてしまうと、その後の授業についていけなくなります。予め「オンライン授業マニュアル」を参照し、操作方法などを確認してください。

★「履修登録マニュアル」「オンライン授業マニュアル」次のQRコードからアクセスしてください。



和光大学HP TOP > 在学生の方 > 履修案内
<https://www.wako.ac.jp/for-student/course.html>

(2) 和光ポータルへのアクセスについて

アクセス方法はいくつかあります。

- ・ 本冊子の表紙記載 QRコードを読み取る
- ・ [和光大学HPトップ] → [在学生の方] → 和光ポータルをクリック
- ・ ウェブ検索で「和光ポータル」



※スマホ版は【LOGIN】ボタン下のリンクからアクセスできます。

(3) 和光ポータルへのログインについて

和光ポータルにログインするためには、和光大学アカウント（ユーザ名とパスワード）が必要です。入学登録時の配付資料に「和光大学アカウント発行通知書」を同封していますので、確認してください。

パスワードがわからなくなった場合は、学生証を持って図書・情報館メディアサロンで確認してください。有料（100円）でパスワードを再発行します。

(4) 和光ポータルの機能について

和光ポータル PCサイト版・スマホ版 利用可能な機能の比較表		
	PCサイト版	スマホ版
履修登録・抽選希望登録	○	○
学生時間割表	○	○
教員スケジュール	○	※
授業時間割表	○	○
シラバス照会	○	○
成績照会	○	○
アンケート回答	○	○
安否確認回答	○	○
学籍情報照会	○	○
学籍情報変更申請	○	○
課題提出	○	○
アンケート	○	○
授業Q & A	○	○
授業評価回答	○	○
授業資料	○	○
WEBノート	○	○
スマホ出席	×	○
履修カルテ(教職課程受講者のみ)	○	×

※履修している授業のみ○

6 履修登録について

(1) 春 Semester 履修登録日程

入学登録、新入生説明会	4月4日(木)
授業開始	4月9日(火)～
履修登録期間	4月8日(月)～4月15日(月) 4月20日(土)～4月22日(月) 4月27日(土)～4月29日(月・祝)

(2) 秋 Semester 履修登録日程

入学登録、新入生説明会	9月12日(木)
授業開始	9月17日(火)～
履修登録期間	9月9日(月)～9月12日(木) 9月19日(木)～9月23日(月・祝)

(3) 履修登録時の注意事項

指導教員と相談する

履修する授業については、各自の研究計画に基づいて指導教員と相談の上、登録を行ってください。

登録方法について

- 履修登録期間に和光ポータル「履修登録」画面から履修する授業を登録します。履修登録期間中は、自由に追加・削除・訂正が可能です（「確定」ボタンを押した後でも、再度「履修登録」画面を開き直すと変更できます）。期間終了とともに登録が確定します（以後は追加・削除・訂正はできません）。
- 集中講義は、「履修登録」画面（時間割表示）の「前期」の「集中講義」の「追加」ボタンで登録してください。
- 履修登録の入力を終えたところで「最終確認」をすると、エラーや単位修得状況を確認できます。エラーが表示された授業は全て削除され、履修できません。必ず「最終確認」ボタンを押し、エラーがないことを確認してから、「提出」ボタンを押して確定してください。
- 確定した時間割を和光ポータルから印刷し、「履修登録内容確認書」とあわせて指導教員の確認と押印を受け、履修登録期間中に教学支援課まで提出してください。期限を過ぎたり、提出のなかった場合、履修登録は無効となります。
- 当該 Semester 中は、和光ポータル「学生時間割表」画面で各自の履修登録の状況を確認できます。

注意：履修登録は Semester ごとに行ってください。

春 Semester の履修登録期間には秋 Semester の登録画面も開きますが、秋 Semester の開講授業は登録しないこと（ただし、学部専門科目については「学部専門科目の履修」を参照）。

最終 Semester の履修登録

最終 Semester には、履修登録画面に「研究指導」と「修士論文」があらかじめ登録されています。これを確認し「最終確認」ボタンおよび「提出」を押して確定してください。

他の授業科目を登録しない場合や、修士論文のみの在籍者（本冊子13ページ9を参照）も、必ずこの作業を行ってください。

- 「研究指導」は削除することができます。修士論文の提出を延期する予定の者は「研究指導」を削除してください。修士論文の提出に必要な手続き（本冊子12ページ8を参照）を済ませていない等の理由で、履修登録画面にあらかじめ「研究指導」が登録されていない場合は、「研究指導」を追加登録することはできません。
- 「修士論文」は学籍上の最終 Semester であることを示すもので、授業科目として登録されているものではありません（単位は0となります）。修士論文を提出しない場合も削除できません。

学部専門科目の履修

指導教員が必要と認めた場合は各学部の専門科目を一定数履修できます（次ページ7の必要単位表参照）。共通教養科目、外国語科目は履修できません。

- 学部専門科目には履修に制限を設けている授業があり、それらを履修するためには、履修登録期間に先立って手続きが必要になります。履修希望者は学部用の「学修の手びき」や和光

(4) 履修登録期間に 提出する書類

提出物

- ・履修登録内容確認書
- ・指導教員届（新入生のみ）
- ・修士論文題目届（該当者のみ、本冊子12ページ参照）

提出先

教学支援課

提出期限

履修登録期間最終日16：30締切

7 単位修得・成績 について

(1) 修了要件

- 2年課程生：4セメスター以上の在学
- 3年課程生：6セメスター以上の在学
- 4年課程生：8セメスターの在学

本冊子36ページの和光大学大学院履修規程もあわせて読んでください。

修了要件

- ① 4セメスター以上の在学
ただし、3年課程生は6セメスター以上、4年課程生は8セメスターの在学が必要です。
2年課程生、3年課程生あるいは4年課程生として決定した後の変更は認められません。
- ② 必要単位の修得（下表参照）

		小計	合計
必修	研究指導（修了予定セメスターで登録）	6単位	30単位
選択必修科目 および 自由選択科目	下記の単位を含めなければなりません。 ・所属するコースの選択必修科目10単位以上 下記の単位を含めることができます。 ・学部専門科目（指導教員が必要と認めた場合のみ。8単位上限。）	24単位	

※大学院の授業科目はすべて、一度単位を修得した科目を再度履修することができます。

③ 修士論文の合格

修士論文の諸手続きについては本冊子12ページ「8 修士論文の手続きと審査」を読んでください。

(2) 国家資格・資格 認定機構が運営 する資格

詳細については心理学教員に問い合わせてください。

● 公認心理師

保健医療、福祉、教育など様々な領域で活躍することが期待される心理援助に関する国家資格です。法律で定められた10科目（実習含む）を履修することにより、国家試験の受験資格が得られます。

なお、公認心理師国家試験の受験資格を得るためには、学部で所定の科目を履修している必要があります。

公認心理師の取得については、(3) 公認心理師取得プログラムを参照してください。

● 学校心理士

一般社団法人学校心理士認定運営機構が発行する資格です。機構が求める8領域に対応した科目および2つの基礎実習を履修し、1年以上の実務経験を積むことにより受験資格を取得できます。修了後、資格試験に合格することで学校心理士になることができます。

なお、実務経験は「心理実践実習 A・B」で代替できます。

ポータルをよく読んで、手続きしてください。詳しくは教学支援課の窓口で確認してください。

※制限のある授業の手続きは、後期開講の授業を含め4月に行われます。

手続きの結果履修を認められた場合は、自動的に履修登録されます。後期開講の授業についても、春セメスターの履修登録期間から登録画面に表示されます。

② 通年開講の学部専門科目は、秋セメスターからの履修登録はできません。

(3) 公認心理師取得プログラム

●臨床発達心理士

一般財団法人臨床発達心理士認定運営機構が発行する資格です。本学で資格取得に必要な開講科目を履修することおよび200時間の臨床実習を行うことで、申請資格を取得できます。申請後に機構が行う資格審査に合格すると、臨床発達心理士になることができます（万一、単位が不足する場合には、機構が実施する「指定科目講習会」によって補うことができます）。なお、臨床実習は「心理実践実習 A・B」で代替できます。

公認心理師取得プログラムは、公認心理師の受験資格取得のために「大学院における必要な科目」の単位等を修得するためのプログラムです。

社会文化総合研究科心理学専攻に在籍し、入学試験時に受講を希望のうえ、受講申請手続きを行った大学院生が受講することができます。

本プログラムの受講者は、以下の科目を履修することができます。

- 心理実践実習 A
- 心理実践実習 B

受講を希望する学生は以下の受講申請手続きを行ってください。

1. 受講申請の時期

春学期入学生 3セメスター目の4月
秋学期入学生 2セメスター目の4月

2. 手続き方法

下記期間のみ受け付けを行い、申請が完了していない場合はプログラムの受講許可が取り消されます。

申請期間 2024年4月3日（水）～15日（月）

申請方法 入学試験時に受講を希望した大学院生に和光ポータルを通じて案内します。

公認心理師取得プログラム実習費 50,000円

※一度納入した実習費は一切返還しません。

(4) 成績の発表

各セメスターの終了時に和光ポータルで成績を公開します。公開日時は掲示等でお知らせします。

成績評価

評価	単位認定評価基準	備 考
秀	100～90点	
優	89～80点	
良	79～70点	
可	69～60点	
合	100～60点	
×	59点以下	成績証明書には表記されません
	未評価	成績証明書には表記されません

(5) 修了見込証明書について

次の条件を満たした学生の申請により発行します。

在学期間が2セメスター以上で、修了要件上の16単位以上を修得していること。

なお、科目等履修生としての資格課程科目はこの16単位には含まれません。

3年課程生、4年課程生は、修了予定の1セメスター前から発行します。

発行開始日については和光ポータルや掲示板でお知らせします。

8 修士論文の手続きと審査

(1) 修士論文の提出時期

最終セメスターの1月または7月に提出します（第4セメスター。ただし、3年課程生は第6セメスター、4年課程生は第8セメスター）。詳しい日程は学年暦（本冊子4～5ページ）を参照してください（提出期限を厳守すること）。

(2) 修士論文仮題目届

修士論文提出予定セメスターの2セメスター前に指導教員の印またはサインをもらい、教学支援課に提出してください。ただし、サブタイトルの記入は必須ではありません。詳しい日程は学年暦（本冊子4～5ページ）を参照してください（提出期限を厳守すること）。

(3) 修士論文本題目届

修士論文提出予定セメスターの1セメスター前の履修登録期間に提出します。指導教員の印またはサインをもらい、教学支援課に提出してください。ただし、サブタイトルの記入は必須ではありません。詳しい日程は学年暦（本冊子4～5ページ）を参照してください（提出期限を厳守すること）。

(4) 題目変更届

本題目届提出以降、題目を変更する場合には、指導教員の承認を得て題目変更届を教学支援課に必ず提出してください。ただし、サブタイトルの記入は必須ではありません。なお、題目変更は、論文提出期日の1か月前までとします。変更届の用紙は教学支援課にあります。題目変更については本冊子26ページ「2 修士論文の体裁について」もよく読んでください。

(5) 修士論文中間発表会

修士論文提出予定者は、提出予定セメスターの二つ前のセメスターに行われる中間発表会で、執筆中の修士論文の内容についての報告を行わなければなりません。発表会の日程は、学年暦を参照してください。

中間発表会申し込み

なお、中間発表会には、すべての大学院生が参加してください。

発表予定者は修士論文中間発表会発表申請用紙に指導教員の印またはサインをもらい、期日までに教学支援課に申し込んでください。

2025年度春セメスター（2025年7月）に修士論文を提出する者：2024年6月14日（金）締切

2025年度秋セメスター（2026年1月）に修士論文を提出する者：2025年2月14日（金）締切

(6) 修士論文および要旨の提出

本年度の提出締切日は以下の通りで締切時刻はいずれも16:30です。

春セメスター：2024年7月10日（水）16:30締切

秋セメスター：2025年1月9日（木）16:30締切

提出先は教学支援課です。

論文・要旨作成要領

修士論文は正本1部とデータ1部での提出とします。また、論文の要旨を作成してください。

論文および要旨の作成にあたっては、本冊子25ページを参考にしてください。

正しく要領に従っていない場合は受理できません。

(7) 修士論文提出までの流れ

具体的な日程は学年暦（本冊子4～5ページ）を参照してください。

春セメスター入学生

仮題目届提出

修士論文提出の2セメスター前の2月

中間発表会

修士論文提出の2セメスター前の3月中下旬（申込は2月）

本題目届提出

修士論文提出の1セメスター前の4月履修登録期間

題目変更期限

最終セメスターの12月

修士論文提出

最終セメスターの1月

秋セメスター入学生

仮題目届提出

修士論文提出の2セメスター前の6月

中間発表会

修士論文提出の2セメスター前の7月末～8月上旬（申込は6月）

本題目届提出

修士論文提出の1セメスター前の9月履修登録期間

題目変更期限

最終セメスターの6月

修士論文提出

最終セメスターの7月

(8) 修士論文審査

修士論文の審査基準

主査および2名の副査が、査読と口頭試問を行い、合議の上、主査が最終評定を行います。深い学識と専門的な能力を培い、変化する社会に対応し、十分に貢献する専門的能力を有すること。

(9) 修士論文発表会

修士論文審査終了後に行います。日程については掲示板に貼り出しますのでよく注意の上、大学院生は全員出席してください。なお、2024年度は、春セメスターは2024年9月12日(木)、秋セメスターは2025年3月中旬を予定しています。

(10) 修士論文の保管と利用提供

審査に合格した修士論文は、図書・情報館にて保管し、閲覧・複写等の利用に供します。利用提供についてはあらかじめ執筆者本人の許諾を得た上で実施します。論文提出時に教学支援課で利用の許否についての書類を必ず記入してください(本冊子27ページ参照)。

9 修士論文の審査のみ残している学生への学費の特別措置

修了に必要な単位(研究指導6単位を含む)と在学期間を満たし、修士論文の審査のみを残して、在学を継続する場合は、「修士論文」のみを履修登録することにより、学費の特別措置を受けることができます。本冊子35ページ別表(3)の4の備考欄を参照し、詳しくは、教学支援課にお問合せください。なお、修士論文以外の授業科目(研究指導を含む)を登録した場合は、学費の特別措置を受けることができません。「修士論文」の履修登録については本冊子9ページ6の(3)を参照してください。

10 修了について

(1) 修了判定

最終セメスター修了の段階で、本冊子10ページ7-(1)の修了要件を充たし、かつ学費の納入を済ませている者について、研究科委員会での修了判定を経た上で、修了を認めます。

修了判定の結果は、春セメスターは9月初旬、秋セメスターは2月下旬に和光ポータルおよび大学院掲示板で発表します。必ず、学生本人が直接、確認してください。

(2) 学位の授与

修了と同時に、次の学位が授与されます。

修士(学術)

11 授業について

(1) 授業について

授業時間

和光大学大学院の授業は、以下の時間帯に行われます。

1限	9:00~10:30
2限	10:40~12:10
3限	13:00~14:30
4限	14:40~16:10
5限	16:20~17:50
6限	18:00~19:30
7限	19:40~21:10

時間割外オンライン

曜日時限を割り当てず、オンラインで授業が行われるものです。

※原則、月曜日1限までに資料、課題が配信され、同一週の土曜日6限までに課題提出する授業です。

(2) 休講

①個別授業の休講

次の場合、個別授業の休講措置がとられます。

- 1) 担当教員が病気、学会出張などのため、当該時限に出講できないとき。
- 2) 担当教員が、急な事情により、授業開始時刻に教室に到着できず、30分を過ぎてもなお授業開始の見通しが立たないとき。
- 3) 担当教員が長期にわたり出講不可能となったとき。

②全学休講要件

地震・台風・雪などにより全学休講となる場合は、午前中の授業（1・2限）については午前7時をめぐり、午後の授業（3限以降）については午前10時をめぐり、和光ポータルおよび本学ホームページにてお知らせします。全学休講が疑われる場合は、その都度和光ポータルおよび本学ホームページを確認してください。

また、次の場合には全ての授業が休講（全学休講）となります。

- 1) 入学試験、創立記念日、大学祭など全学的な行事により、大学が全学休講と定める日。
- 2) 地震・台風・雪・ストライキなどにより、J R山手線、J R中央線、J R南武線、J R横浜線、小田急線のいずれかが全面運休した場合は次の休講措置を講ずる。
 - ・ 1時限目および2時限目の授業を休講とする場合：午前6時30分の運行状況で判断し、午前7時をめぐりホームページおよび和光ポータルに配信する。
 - ・ 3時限目以降の授業を休講とする場合：午前9時30分の運行状況で判断し、午前10時をめぐり、ホームページおよび和光ポータルに配信する。
- ※事故等による一部分の運休の場合は、授業を行います。
- 3) 大学において、全学的に授業を行うことが著しく困難となる事態が発生、または発生すると予測される場合。

注意：入学試験日は通例、学生の構内立ち入りが禁止されます。特別な事情のある大学院学生は、事前に指導教員と相談してください。

③休講の情報

授業が休講の場合、原則として和光ポータルで連絡します。また、B棟脇掲示板からも休講情報を確認できます。

12 離学研修制度について

離学研修制度は、長期フィールドワーク研究など、大学院生の学外での研究活動を支援するために和光大学大学院が設けている、ユニークな制度です。

- ①離学研修をする大学院生は、あらかじめ指導教員とよく相談のうえ、研究テーマ・研究計画に加えて長期間大学を離れざるを得ない理由・事情が明確に盛り込まれた「離学研修計画書」を教学支援課に提出し、大学院研究科委員会の承認を受ける必要があります。計画書は離学研修 Semester 開始の3か月前までに提出してください。
- ②離学研修中の授業料は、離学登録料が1 Semesterにつき3万円で、施設設備資金は不要です。
- ③離学研修期間は1年（2 Semester）以内とします。特に延長が必要な場合は、指導教員と相談のうえ、新しい離学研修計画書に延長が必要な理由を添えて教学支援課に提出し、再度研究科委員会の承認を受けてください。ただし、離学研修期間が合計2年を超えることはできません。

離学研修期間は修了に必要な在学年数に含まれません。

13 休学・復学・退学・除籍・再入学

(1) 休学について

病気・その他事情があって、3か月以上続けて就学の見込みがない場合、以下の手続きによって、休学を願い出ることができます。

休学期間は、1 Semesterの開始から終了までとし、2 Semester分の休学まで願い出ることができます。再度願い出を行えば通算4 Semesterまで休学が可能です。

なお、休学した場合は、休学期間分、修了が延期されます。

①手続の流れ

- 1) 「休学願」用紙を教学支援課で受け取ってください。
- 2) 必要事項をみれなく記入し、本人・保証人連署の上、指導教員と相談し、教学支援課に提出してください。
- 3) 提出された「願」は、研究科委員会の議を経て、学長が許可します。
- 4) 許可されると「休学許可通知」が自宅に届きます。

②提出期限

「休学願」は、原則として、休学しようとする Semester 開始の1か月前までに教学支援課に提出してください。

(例) 春 Semester から休学希望の場合 → 3月1日までに提出してください。

	<p>秋セメスターから休学希望の場合→9月1日までに提出してください。 (締め切り日が日曜日等で窓口閉室日の場合はその前日が締め切り日となります)</p>
<p>③休学が許可されたら</p>	<p>1) 休学したセメスター分だけ、修了は延期されます。 2) 休学期間の授業料及び施設設備資金は半額です(詳しくは、管財課経理係にお問い合わせください)。 3) 休学期間中の履修登録は無効になります。</p>
<p>(2)復学・休学延長について</p>	<p>休学期間の終了をもって自動的に復学となります。 休学延長を希望する場合は、改めて期限までに「休学願」を提出してください。 「復学許可通知」は復学日を過ぎてから自宅に届きます。「復学許可通知」が届く前であっても、復学するセメスターの最初の授業から出席してください。</p>
<p>(3)退学について</p>	<p>病気・その他事情により退学したいときは、「退学願」を以下の手続きに従い、教学支援課に提出してください。</p>
<p>①手続の流れ</p>	<p>1) 「退学願」用紙を教学支援課で受け取ってください。 2) 必要事項をもれなく記入し、本人・保証人連署の上、指導教員と相談し、教学支援課に提出してください。 3) 提出された「願」は、研究科委員会の議を経て、学長が許可します。 4) 許可されると「退学許可通知」が自宅に届きます。</p>
<p>②提出期限</p>	<p>「退学願」は下記の提出期限内に、教学支援課に提出してください。 秋セメスター終了後(3月31日付)退学を希望する場合→4月20日までに提出してください。 春セメスター終了後(9月30日付)退学を希望する場合→10月31日までに提出してください。 (締め切り日が日曜日等で窓口閉室日の場合はその前日が締め切り日となります) ※授業料未納の状態で退学を希望されている場合、この期限を過ぎると、次の「(4) 除籍について」に基づき、除籍対象として扱われることになるので十分に注意してください。</p>
<p>(4)除籍について</p>	<p>「許可なく授業料を滞納し、催告してもこれに応じない者(大学院学則第23条)」は除籍されます。この場合、学籍は学費が納入済みのセメスター末で失われることとなります。 家計の事情その他やむを得ない理由から、学費を期限までに納入できないときは、学費の延納を願い出ることが出来ます。詳細は学生支援課に問い合わせてください。 ※「除籍」になると、離籍後に発行できる証明書が「退学証明書」ではなく「除籍証明書」になります。</p>
<p>(5)再入学について</p>	<p>本大学院を退学または除籍になった者が復籍を希望する場合、再入学を認めることがあります。ただし、現代社会文化論コース、発達・教育臨床論コース、現代経済ビジネスコースは、再入学を廃止しています。</p>
<p>①手続の流れ</p>	<p>1) 本大学院を退学した者、除籍になった者が再入学を希望するときは、「再入学願」用紙を教学支援課で受け取ってください。 2) 必要事項をもれなく記入し、本人・保証人連署の上、在籍当時の指導教員と面接の上、再入学したい理由等を説明し、了承を得て、成績証明書を添えて、教学支援課に提出してください。 3) 提出された「願」は、研究科委員会の審査を経て、学長が許可します。 4) 許可されると「再入学承認通知」が自宅に届きます。</p>
<p>②提出期限</p>	<p>「再入学願」は、春セメスター再入学希望者は2月中旬まで、秋セメスター再入学希望者は7月初旬までに教学支援課に提出してください。 各セメスターの提出締め切り日については、「再入学出願手続要項」を参照してください(春セメスター再入学の「要項」は1月初旬、秋セメスター再入学の「要項」は5月初旬に発表さ</p>

れます)。

③単位認定

再入学すると、旧学籍在籍時に修得した単位は認定されますので、各セメスターの入学登録・オリエンテーション時に成績証明書を持って、教学支援課をたずねてください。

④再入学後の学籍

既に在籍した期間を差引いた在籍可能期間を持つ年次・セメスターに再入学します。また、旧学籍在籍時と同じ課程での再入学となります。

修了するためには、各課程の修了要件から、既在学期間を差引いた期間の在学が必要となります。必要単位も再入学する年次・セメスターの要件が適用されます。

⑤学費について

再入学する場合の学費は、再入学する年次・セメスターの学生と同額になります。ただし、入学金等については半額となります（詳しくは管財課経理係にお問い合わせください）。

※休学・復学・退学・除籍・再入学については本冊子40～42ページの各規程を参照してください。

14 証明書について (1) 取扱証明書一覧

		所属	証明書の種類	交付期日	手数料				
証明書自動発行機 (A棟1階)	証明書発行申請書は不要です	学部生	在学証明書	その場ですぐに交付されます	200円	現金を証明書自動発行機に投入			
			成績証明書 ※注1		200円				
			卒業見込証明書 ※注2		200円				
			卒業見込・成績証明書 ※注1.2		200円				
			健康診断証明書 ※注3		200円				
			学生旅客運賃割引証 (学割証)		無料				
			学業成績原簿 (単位修得簿) ※注4		200円				
		大学院生	在学証明書		200円				
			成績証明書 ※注1		200円				
			修了見込証明書 ※注2		200円				
			健康診断証明書 ※注3		200円				
		研究生	健康診断証明書 ※注3		200円				
			学生旅客運賃割引証 (学割証)		無料				
		科目等履修生	健康診断証明書 ※注3		200円				
特別聴講生	健康診断証明書 ※注3	200円							
在教学中	郵便での申請は出来ません	学部生	学位授与見込証明書 ※注5	翌日	200円	和光大学証紙 (A棟1階券売機にて販売)			
			履修登録証明書	2週間程度	300円				
			在学証明書 (英文)	2週間程度	300円				
			成績証明書 (英文)	2週間程度	300円				
			GPA証明書 ※注8	2週間程度	200円				
			GPA証明書 (英文) ※注8	2週間程度	300円				
			卒業見込証明書 (英文)	2週間程度	300円				
		学生証 (再発行)	3日後	1,000円					
		大学院生	学位授与見込証明書 ※注5	翌日	200円				
			在学証明書 (英文)	2週間程度	300円				
			成績証明書 (英文)	2週間程度	300円				
			修了見込証明書 (英文)	2週間程度	300円				
		資格課程	学生証 (再発行)	3日後	1,000円				
			教職免許取得見込証明書	2日後	300円				
			基礎資格及び単位修得証明書	1週間程度	300円				
		保育士	教員採用試験用人物証明書	1週間程度	300円				
			諸資格取得見込証明書	2日後	300円				
		研究生	指定保育士養成施設卒業見込証明書	2日後	300円				
			保育士養成課程修了見込証明書	2日後	300円				
		科目等履修生	研究生証明書	翌日	200円				
			研究生証明書 (英文)	2週間程度	300円				
			研究生証 (再発行)	3日後	1,000円				
		その他	履修登録証明書 (科目等履修生)	翌日	200円				
			科目等履修生証 (再発行)	3日後	1,000円				
			大学院受験調査書 ※注6	2日後	400円				
		離籍者 (卒業・退学・除籍)	郵便での申請も可能です	学部生	本学様式以外の証明書		2週間程度	300円～	和光大学証紙 (A棟1階券売機にて販売) 郵送申請の場合は手数料分の切手
					卒業 (修了) 証明書 ※注10		当日	200円	
					卒業 (修了) 証明書 (英文)		2週間程度	300円	
成績証明書	当日				200円				
成績証明書 (英文)	2週間程度				300円				
GPA証明書 ※注8	2週間程度				200円				
GPA証明書 (英文) ※注8	2週間程度				300円				
学業成績原簿 (単位修得簿) ※注9	当日				200円				
学位授与証明書	翌日				200円				
退学証明書 ※注10	翌日				200円				
退学証明書 (英文)	2週間程度				300円				
除籍証明書 ※注10	翌日				200円				
除籍証明書 (英文)	2週間程度				300円				
資格課程	学力に関する証明書				1週間程度	300円			
	基礎資格及び単位修得証明書			1週間程度	300円				
	諸資格単位取得証明書 ※注7			1週間程度	300円				
保育士等	指定保育士養成施設卒業証明書			2日後	300円				
	保育士養成課程修了証明書			2日後	300円				
	幼稚園教諭免許所有者 保育士試験免除科目専修証明書			2日後	300円				
研究生	研究生証明書			翌日	200円				
	研究生証明書 (英文)			2週間程度	300円				
科目等履修生	科目等履修生証明書			翌日	200円				
	成績証明書			当日	200円				
専攻科生	修了証明書			翌日	200円				
	成績証明書			翌日	200円				
聴講生	聴講生証明書			2日後	200円				
	大学院受験調査書			2日後	400円				
その他	本学様式以外の証明書			2週間程度	300円～				

- ※注1 成績公開日以降は最新の成績まで反映された証明書が発行されます。
- ※注2 卒業見込証明書、卒業見込・成績証明書、修了見込証明書の発行には条件があります。
 ※算定単位として教職諸資格課程専用科目（授業コード8000番台）は含まれません。
 ※休学期間は在学期間に含まれません。

《学部生》

①卒業見込判定条件

下記条件を満たした場合、卒業見込証明書を発行できます。

- ・在学期間3年間以上であること。
- ・既に修得した単位に加え、履修登録状態にある授業の単位を全て修得したと仮定した場合に、卒業要件を満たすこと。

②卒業見込判定時期

以下の時期に卒業見込判定を実施し、判定結果によって卒業見込証明書の発行可否が決まります。そのため、5月上旬の判定では卒業見込証明書が発行可能でも、9月上旬の判定で発行不可になるケースがあります。

- ・前期履修登録確定後（5月上旬）
- ・前期成績確定後（9月上旬）
- ・後期履修訂正確定後（9月下旬）
- ・後期・通年成績確定後（3月上旬）

詳細な日程は掲示にてお知らせします。

《大学院生》

①修了見込判定条件

春・秋セメスター入学者共、下記条件を満たした場合、修了見込証明書を発行できます。

- ・在学期間2セメスター以上
 ※3年課程生は4セメスター以上、4年課程生は6セメスター以上
- ・修了要件上16単位以上修得済

②修了見込判定時期

以下の時期に修了見込判定を実施し、判定結果によって修了見込証明書の発行可否が決まります。

- ・春セメスター開始時（4月）
- ・春セメスター成績確定後（9月上旬）
- ・秋セメスター開始時（10月）
- ・秋セメスター成績確定後（3月上旬）

詳細な日程は提示にてお知らせします。

- ※注3 年度始めに本学の健康診断を受診した学生のみ発行できます。問い合わせは医務室（G棟1階）まで。
- ※注4 学業成績原簿（単位修得簿）は成績証明書として使用できません。
- ※注5 学位授与見込証明書の発行基準は、卒業見込証明書・修了見込証明書に準じます。
- ※注6 大学院受験調査書は、教員記入欄（推薦書・所見欄等）への記入が済んだ後に申請してください。
- ※注7 本学では相当する課程が無いため、「社会福祉主事任用資格」「児童福祉司任用資格」「社会福祉士」についての証明書発行はできず、資格の有無について確認することができません。必要に応じて「卒業証明書」および「成績証明書」を発行し、ご自身または提出先にて要件を確認していただくこととなります。
- ※注8 発行対象は2016年度以降入学の学部学生（再入学生は旧学籍が2016年度以降入学）です。
- ※注9 発行対象は2010年度以降入学の学部学生です。
- ※注10 離籍者（卒業・退学・除籍）の方には「在学証明書」は発行しておりません。在学の実事または在籍期間の確認が必要な場合には「卒業（退学・除籍）証明書」にて在学した期間を証明することができます。

(2) 証明書発行 ・申請方法

① 証明書自動発行機

A棟1階エントランスの証明書自動発行機から発行ができます。

1. 発行可能日時
春・秋 Semester 授業期間の月～金 9:00～18:00 土 9:00～16:30
祝祭日は授業を実施する日のみ稼働します。
夏期・冬期など授業期間以外、または入学試験等学内行事による稼働スケジュールは、別途大学ホームページ等で案内します。
2. 交付
その場ですぐに交付されます。
3. 必要書類・手数料
学生証が必要です。手数料は現金を証明書自動発行機に投入してください。

② 教学支援課窓口での 発行申請

「証明書発行申請書」の記入・提出が必要です。申請書は教学支援課にあります。HPからのダウンロードも可能です。

1. 窓口受付日時
春・秋 Semester 授業期間の月～土 9:15～13:00 14:00～16:30
祝祭日は授業を実施する日のみ受け付けます。
夏期・冬期など授業期間以外、また入学試験等学内行事による窓口スケジュールは、別途案内します。
2. 交付
証明書一覧の交付期日が「当日」となっている証明書は、数十分程度で交付されます。それ以外の証明書については、当日の交付はできません。改めて窓口まで受け取りにいらしていただくか、必要額の切手を貼った返信用封筒をお持ちいただき、郵便にて送付することも可能です。
3. 必要書類・手数料
本人確認のため公的機関発行の本人確認書類（運転免許証・保険証・パスポート等）をお持ちください。
手数料として、和光大学証紙が必要です。A棟1階の券売機にて販売しています。郵便にて返送をする場合は、切手を貼り返信先を記入した返信用封筒もご用意ください。
4. 代理人による申請
卒業生本人以外の方が代わりに証明書を申請することができます。このときは卒業生本人による署名・捺印のある委任状および代理の方の本人確認書類を必ずお持ちください。

③ 資格課程に関わる 証明書について

1. 発行対象者について
原則として、在学時に資格課程を受講申請し、履修している方のみ発行可能です。不明な点がある場合は、教学支援課窓口（資格係）にお問い合わせください。
2. 「学力に関する証明書」の申請にあたって
発行申請書裏面および大学ホームページ「卒業生の方>各種証明書・届出>証明書発行案内」をよく確認してから、申請を行ってください。

④ 注意事項

1. 夏期・冬期休業期間、ゴールデンウィーク期間の証明書発行
発行できる証明書の種類や証明書自動発行機の利用時間が授業期間と異なります。掲示・和光ポータルおよび大学ホームページを確認してください。
業務の都合により交付期日を過ぎることがありますので、余裕をもって申請してください。特に、お盆・年末年始期間などは、一覧表の期日より遅れることがありますのでご注意ください。
2. 証明書に記載される「氏名」について
在学学生は「証明書申請時」、離籍者（修了・退学・除籍）は「離籍時」に大学に登録されている戸籍上の氏名にて発行されます。大学に登録している「通称名」や離籍後に変更した氏名での証明書発行はできませんので、予めご注意ください。ただし、やむを得ない事情により、これ以外の氏名による発行を希望する際は教学支援課までお問い合わせください。

15 科目等履修生制度について

本学大学院に開講されている授業科目は、当該科目担当教員の研究および授業に支障がない限りにおいて、大学院研究科委員会の選考・承認を経た上で、科目等履修生として聴講を認めています。

出願受付・選考は、各 Semester ごとに行います。科目等履修生として履修できる科目は1 Semester で6科目までです。ただし、正規学生の受講者がいない場合、その科目は開講しません。

科目等履修生制度については、本冊子43ページの和光大学大学院科目等履修生規程もあわせてお読みください。

(1) 出願資格

- ① 本学の定める大学院入学資格を有する者（詳しくは教学支援課へお問い合わせください）。
- ② 外国人の場合は、前項とあわせて出願の際に日本に1年以上滞在可能もしくは更新可能なビザを有していること（大学院の科目等履修生として履修できる単位の上限12単位では、在留資格『留学』を更新できません）。

(2) 出願申請手続要項

教学支援課窓口で科目等履修生出願申請手続要項と出願書類を配付します。

春 Semester：3月下旬（日曜日除く）

秋 Semester：8月初旬（日曜日除く）

各手続期間には、窓口業務を行わない日もあります。必ず要項で窓口日程を確認してください。

(3) 履修料・保険料

履修料：1単位につき13,000円

学生教育研究災害傷害保険（学研災）保険料：800円

(4) その他

- ① 登校の際には、科目等履修生証を常時携帯してください。
- ② 科目等履修生は、科目等履修生証で図書・情報館の資料が利用できます。
- ③ 本学では、科目等履修生に対する危機管理の観点から、科目等履修生全員に「学生教育研究災害傷害保険（学研災）通学中等傷害危険担保特約有り」に加入していただいています。この保険についての詳細は、授業開始後に配付する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。
- ④ 科目等履修生には大学実施の健康診断を全員受診していただきます（有料）。

16 授業一覧表

●心理学専攻

心理学コース

..... P 22

1 心理学コースの カリキュラムに ついて

心理学コースのカリキュラムは、「心理支援の基礎」「心理支援の展開」「心理支援の実践」「心理支援の実習」「研究法」の5つの分野から構成されています。

- ・「心理支援の基礎」では、専門分野における確実な知識の習得を目指します。
- ・「心理支援の展開」では、現代社会における多様な課題を専門的視点から理解し分析する力を養います。
- ・「心理支援の実践」では、多様な問題が存在する現代社会において、実践的に専門的支援を行うための理論や技術を学びます。
- ・「心理支援の実習」では、大学院の授業等で学んだ知識や技術を用いて、様々な現場で実践的な学修を深めます。
- ・「研究法」では、大学院の授業等で学んだ知識や研究法を用いて、独自の問題意識から現代社会の問題を分析し、修士論文にまとめることを目指します。

2024年度 社会文化総合研究科 心理学専攻 心理学コース
授業一覧表

第1セメスターから受講可能な科目

修了 要件	科目 群	授業 コード	科目 [授業] 名	単位数	担当者	開講セメスター		オンライ ン科目	曜日	時限	備考	
						春	秋					
10 単位	選択必修	心理支援の基礎										
		M301	発達臨床心理学	2	常田 秀子	○	—	—	木	5	【学】【発】	
		M510	教授・学習心理学	2	阿部 慶賀	○	—	—	木	4	【学】	
		M511	公認心理師特論	2	高坂 康雅	—	○	—	木	2		
		心理支援の展開										
		M521	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	小松 賢亮	—	○	—	水	2	【公】	
		M522	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	菅野 恵	—	○	—	木	1	【公】	
		M523	教育分野に関する理論と支援の展開	2	高坂 康雅	○	—	—	木	2	【公】【学】	
		M524	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	熊上 崇	—	○	—	木	3	【公】	
		M525	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	坂井 敬子	○	—	—	木	3	【公】	
		—	言語発達論	2	—	—	—	—	—	—	【発】隔年開講 2024年度休講	
		M529	教育相談・キャリア教育論	2	山田 智之	○	—	—	集中講義		【学】	
		心理支援の実践										
		M541	心理的アセスメントに関する理論と実践	2	松坂 利之	○	—	—	土	1	【公】【学】	
		M542	心理支援に関する理論と実践	2	末木 新	○	—	—	金	2	【公】【学】【発】	
		—	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	—	—	—	—	—	—	【公】隔年開講 2024年度休講	
		M544	心の健康教育に関する理論と実践	2	川島 義高	—	○	—	月	1	【公】	
		M545	発達臨床支援論	2	常田 秀子	—	○	—	木	5	【学】【発】	
		M546	学校カウンセリング	2	菅野 恵	○	—	—	木	1	【学】	
		M547	言語発達支援論	2	小野里 美帆	○	—	—	集中講義		【発】隔年開講 2025年度休講予定	
		M549	特別支援教育論	2	金子 なおみ	○	—	—	土	3・4	【学】【発】隔 週開講	
		心理支援の実習										
		M561	発達・教育臨床実習 I	2	辻 あゆみ	○	—	—	月	1	【学】【発】	
		M562	発達・教育臨床実習 II	2	辻 あゆみ	—	○	—	月	3	【学】【発】	
		M563	心理実践実習 A	2	高坂・菅野・熊上・ 末木・常田・小松・ 坂井	○	—	—	土	5	【公】公認心理 師取得プログラ ム受講者のみ	
		M564	心理実践実習 B	2	高坂・菅野・熊上・ 末木・常田・小松・ 坂井	—	○	—	土	5	【公】公認心理 師取得プログラ ム受講者のみ	

【公】公認心理師受験資格に必要な科目、【学】学校心理士受験資格に必要な科目、【発】臨床発達心理士受験資格に必要な科目

修士論文提出予定セメスターの必修科目

修了 要件	科目 群	授業コード	科目 [授業] 名	単位数	担当者	開講セメスター		オンライ ン科目	曜日	時限	備考	
						春	秋					
6 単位	必修	研究指導（いずれか一つ選択）										
		春セメ スター登 録	秋セメ スター登 録									
		M581	M591	心理学研究法	6	阿部 慶賀	○	○	—	—	—	
		M582	M592	心理学研究法	6	菅野 恵	○	○	—	—	—	
		M583	M593	心理学研究法	6	熊上 崇	○	○	—	—	—	
		M584	M594	心理学研究法	6	高坂 康雅	○	○	—	—	—	
		M585	M595	心理学研究法	6	小松 賢亮	○	○	—	—	—	
		M586	M596	心理学研究法	6	坂井 敬子	○	○	—	—	—	
		M587	M597	心理学研究法	6	末木 新	○	○	—	—	—	
		M588	M598	心理学研究法	6	常田 秀子	○	○	—	—	—	

17 修士論文および修士論文要旨の作成・提出について

1 修士論文の評価基準について

修士論文は、各専門分野・コースにおける基礎的な研究の能力を修得し、一定程度の学術的価値を有し、学界の発展への貢献が認められることで評価する。

修士論文は、以下の評価項目で評価を行う。

- (1) テーマの選択と研究方法が適切である。
- (2) 文献調査や先行研究などを正確に読解している。
- (3) データや資料などを的確に収集・処理している。
- (4) 独創的な分析、解釈、提案などを行っている。
- (5) 論旨が明快であること。
- (6) 論理的な文章であり、よくまとまっている。
- (7) 不正がない。

修士論文の評価基準は以下のとおりである。

- (1) 評価項目のすべてを満たしていない論文は「不可」とする。著作権の侵害などの不正があれば「不可」となる。
- (2) 著作権の侵害などの不正がある場合を除き、評価項目のいくつかを十分に満たしていない論文は、「良」と「可」いずれかの評価とする。
- (3) 評価項目を概ね満たし優れている論文は、「優」とする。さらに、大変優れている論文は、「秀」とする。

2 修士論文の体裁について

修士論文は、以下の要領に従い、正本1部とデータ1部どちらも作成し、締切りまでに教学支援課に提出してください。

正本は図書・情報館に収蔵されます。データは主査（1名）、副査（2名）用、また今後の修士論文電子化のデータとなります。

下記をよく読み、受領票の記入まで含めて、締切りまでに体裁を整えてください。締切りまでに指定の体裁が整っていないものは、提出を受け付けられません。

《共通の注意事項》

- (1) 氏名は学生証記載の表記としてください。
- (2) 教学支援課で受領票を受け取り、必要事項を記入の上、正本1部およびデータ1部と一緒に提出をしてください。
- (3) 題目はあらかじめ届け出たものと相違してはなりません。届け出た題目と受領票・背表紙・扉ページの題目が一致しない場合は、提出を受け付けられません。ただし、サブタイトルについては、指導教員と相談の上で追加、削除、変更してもかまいません。
- (4) 修士論文の要旨は、本体に準じた体裁とし、1ページで作成してください。なお、使用する言語は、日本語または英語とします。両方の言語で要旨を作成する場合は、それぞれ1ページにまとめてください。
- (5) 正本とデータの内容は同一のものになるように作成してください。
- (6) 正本およびデータの扉ページ、正本ファイルの背表紙には下記の情報を記載してください。

2024年度 修 士 論 文 〈題目〉 〈サブタイトル〉 社会文化総合研究科 〈専攻名〉 〈コース名〉 〈学籍番号〉 〈氏名〉	24 〈主 査 名〉 〈題 目〉 〈サ ブ タ イ ト ル〉 〈学 籍 番 号〉 〈氏 名〉	←提出年度の下2桁を記入
---	---	--------------

《正本について》

- (1) 用紙はA4判を使用してください。
- (2) プリンターで印字する場合は、左側の余白を3cm以上あげ、横40字×縦37行、サイズ10.5～12ポイントを標準としてください。手書きの場合は指導教員と相談してください。
- (3) 2穴バインダーファイルで仮綴してください。レバー押さえバインダーは使わないでください。
- (4) ファイルに扉ページ、要旨、目次、本文の順に綴じて提出してください。

《データについて》

- (1) 扉ページ、要旨、目次、本文の順にPDF形式で作成してください。
- (2) データはUSBメモリ、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RWのいずれかに保存して提出してください。提出したUSBメモリ等は後日返却します。また、メールでの提出は受け付けません。

3 修士論文の提出に伴う手続きについて

正本を図書・情報館に収蔵すると、図書・情報館では、それを安全かつ良好に保管するとともに、執筆者の許諾を得た上で閲覧・複写等の利用提供を行います。

そのための手続きとして、論文提出時に教学支援課窓口で「修士論文閲覧・複写許諾書」の記入が必要となります。

修士論文提出の際は、必ず印鑑を持参してください。

18 和光大学大学院学則 履修規程等

和光大学大学院学則 P 30

和光大学大学院履修規程 P 36

和光大学学位規程 P 38

和光大学大学院退学取扱規程
除籍取扱規程 P 40
休学・復学取扱規程

和光大学大学院再入学規程 P 42

和光大学大学院科目等履修生規程 P 43

和光大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目的および使命

- 第1条 本大学院は、教育基本法に則り、学術の理論と応用とを研究・教授すると共に、人文的・社会的教養と新時代の知見・技術とが高度に調和し統一した人間の育成をはかり、以って社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。
2. 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前項に掲げる目的および使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行うとともに、改善に努める。

第2節 大学院の構成

(研究科および課程)

- 第2条 本大学院につきの研究科および専攻を設け、研究科に修士課程を置く。
- 社会文化総合研究科 心理学専攻 修士課程

第3節 教 員 組 織

(教 員)

- 第3条 本大学院の授業および研究指導は、本学の大学院担当専任教員が行う。ただし、必要ある場合は、兼任講師または兼任講師が担当することができる。

第4節 運 営 組 織

(研究科委員会)

- 第4条 本大学院に研究科委員会を置く。
2. 研究科委員会は、研究科の専任教員をもって構成する。
3. 研究科に研究科委員長を置く。研究科委員長は、大学院担当専任教員の中から選出する。
4. 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
5. 研究科委員会は、学長が掌る次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- ① 教育および研究に関すること。
 - ② 課程修了ならびに修士の学位に関すること。
 - ③ 学位論文の審査に関すること。
 - ④ 入学試験に関すること。
 - ⑤ 学生の入学・退学・修了等の身分に関すること。
 - ⑥ 学生の厚生補導および賞罰に関すること。
 - ⑦ 規則および規程等の改廃に関すること。
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
6. 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
7. 研究科委員会に関する規則は、別にこれを定める。

第5節 学生定員

(学生定員)

- 第5条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

	入学定	収容定員
社会文化総合研究科 心理学専攻 修士課程	10名	20名

第2章 研 究 科 通 則

第1節 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

- 第6条 本大学院の修業年限は次のとおりとする。
- 2年課程生 4セメスター以上
3年課程生 6セメスター以上

4年課程生 8セメスター

各課程の在学期間は8セメスターを越えることができない。

2. 第23条に定める休学の期間は在学期間に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 1年を2セメスターに区分する。

春セメスター 4月1日から9月30日まで

秋セメスター 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日については、和光大学学則の規定を準用する。

第2節 教育課程および履修基準・履修方法

(教育方法)

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目および単位数)

第11条 本大学院に開設する授業科目および単位数は、別に定める。

(履修基準)

第12条 本大学院の授業科目の履修基準は別表(2)のとおりとする。学生は、在学中に履修基準に定められた単位を修得しなければならない。

2. 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

3. 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

4. 履修基準に定められた単位のうち、学生が本大学院に入学する以前の大学院において修得した単位および大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位について、学長は、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として換算認定できるものとする。

(課程修了の要件)

第13条 課程の修了要件は、大学院に4セメスター以上在学し、所定の授業科目について

30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

ただし、3年課程生は6セメスター以上、4年課程生は8セメスター在学することとする。

2. 課程修了の認定についての細則は別にこれを定める。

(履修方法)

第14条 授業科目の履修にあたっては、受講科目届を毎学年所定の期間内に所定の手続きを経て届け出るものとする。

2. 第1項に定める履修方法の細則は別に定める。

第3節 入学、転入学、休学、留学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、研究科が特別の必要があり、かつ教育上支障がないと認めるときは、秋セメスターの始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者(入学の資格)
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ その他大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の許可)

第17条 学長は、入学志願者について、選考の上、研究科委員会の議を経て、入学を許可する。

(転 入 学)

第18条 他の大学院から転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、学長は、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2. 第1項の規定により入学を許可された者が既に修得した単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

第19条 退学を希望する者は、その理由を明記し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(再 入 学)

第20条 退学者または除籍者が再入学を願い出た場合は、学長は、研究科委員会の議を経て相当年次に再入学を許可することができる。

(論旨退学)

第21条 学生が次の各号に該当するときは、学長は、研究科委員会の議を経て退学させることができる。

- ① 正当な理由なく出席が常でない者
- ② 病気その他の理由によって修学の見込みがないと認められた者（論旨退学）

(除 籍)

第22条 学生が次の各号に該当するときは、学長は、研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- ① 許可がなく授業料を滞納し、催告してもこれに応じない者
- ② 第6条に定める在学年限を超えた者
- ③ 第23条に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(休 学)

第23条 病気その他の理由により引き続き3か月以上修学することができないときは理由を明記し保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2. 休学期間は2セメスター以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。
3. 休学は通算して4セメスターを超えることはできない。

(復 学)

第24条 病気その他の理由により休学している者が復学を願い出たときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留 学)

第25条 国外留学など離学研修制度を利用して学外の研究を願い出た者については、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2. 離学研修期間中の登録料については、別表（4）のとおりとする。
3. 第1項に定める国外留学など学外の研究に関する細則は、別に定める。

第4節 修了および学位

(修 了)

第26条 大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長は、修了証書・学位記を授与する。

(学 位)

第27条 大学院の課程を修了した者には、次の区分によって修士の学位を授与する。

社会文化総合研究科 心理学専攻 修士（学術）

2. 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学検定料・入学金および授業料その他

(入学検定料)

第28条 入学試験を受けようとする者は、入学検定料を納めなければならない。

2. 入学検定料の額は、別表（3）の1のとおりとする。

(入 学 金)

第29条 入学を許可された者は、入学金を納めなければならない。

2. 入学金の額は、別表（3）の2のとおりとする。

(施設設備資金)

第30条 入学を許可された者は、施設設備資金を納めなければならない。

2. 施設設備資金の額は、別表（3）の3のとおりとする。

(授業料その他の学生納付金)

第31条 入学を許可された者は、在学中毎学年度の指定された期日までに授業料を納めなければならない。

2. 授業料その他の学生納付金の額は、別表（3）の4および5のとおりとする。
3. 4セメスター以上在学して修士課程を修了するために必要な単位を修得した者のうち、学位論文の審査および最終試験に合格するために在学期間を延長する者の授業料の額は、別表（3）の4のとおりとする。

(延納)

第32条 授業料・施設設備資金の延納を願い出た者については、審査の上許可することがある。

(休学の授業料等)

第33条 休学中の授業料および施設設備資金は半額とする。

(納付金の返還)

第34条 一旦納入した学生納付金等は、一切返還しない。ただし、第30条および第31条に定める納付金については、一旦納入後に入学を辞退し、納入した学期の末日までに納入者から返還の請求が行われたときに限り、審査の上これを返還する。

(授業料等の免除)

第35条 特別事情のある者については本人の願い出により、審査の上、その授業料等の全額またはその一部を免除することがある。

2. 授業料等の免除に関する規則は別にこれを定める。

第6節 大学院研究生、科目等履修生、委託研究生

(大学院研究生)

第36条 本大学院において特定の研究を希望する場合には、本学の研究および教授に支障のない限り選考の上大学院研究生たることを許可することがある。

2. 大学院研究生の履修料は、大学学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第37条 第16条に定める入学資格をもっている者で、本大学院の授業科目のうち、1または数科目の履修を希望する者があるときは、本大学院の研究および教授に支障のない限り選考の上科目等履修生たることを許可することがある。

2. 科目等履修生がその履修した科目について試験その他により合格したときは、単位を与える。

3. 科目等履修生の履修料は、大学学則の規定を準用する。

(委託研究生)

第38条 特定の機関または団体等から1セメスター以上にわたって所属職員を本学に委託する願い出があった場合には、本大学院の研究および教授に支障のない限り選考の上、委託研究生たることを許可することがある。

2. 委託研究生の委託教授料は、大学学則の規定を準用する。

(大学院研究生等の規則)

第39条 大学院研究生、科目等履修生、委託研究生に関する規則は別にこれを定める。

第7節 賞 罰

(表彰)

第40条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第41条 次の各号のいずれかに該当するものは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- ① 本大学院の秩序を乱した者
- ② 学生の本分に反した行為のあった者

(懲戒の種類)

第42条 懲戒は戒告、停学、退学とする。

第8節 奨学制度

(奨学制度)

第43条 本大学院に次の奨学制度を置く。奨学の方法は学資の補助とする。

- ① 和光大学奨学制度
- ② 和光大学学生研究助成金制度

2. 奨学制度運営に関する規則は別にこれを定める。

第9節 雑 則

(大学学則の準用)

第44条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

(改 正)

第45条 この学則の改正は、第28条、第29条、第30条、第31条、第36条第2項、第37条第3項および第38条第2項を除き研究科委員会の議決を経て、学長がこれを行う。

付 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成15年7月16日から施行する。

付 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成20年7月15日から施行する。

付 則

この学則は平成21年6月1日から施行する。

付 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

また、大学院学則第12条第1項の定めにかかわらず、平成20年度秋学期以前の入学者については従前のおりとする。

付 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。

付 則

- この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 大学院学則第2条の規定にかかわらず、社会文化総合研究科社会文化論専攻の学生が在籍する間は、同研究科同専攻を設置する。
- 大学院学則第5条の規定にかかわらず、令和4年度の社会文化総合研究科社会文化論専攻の収容定員は次のとおりとする。

	社会文化論専攻
令和4年度	10名

- 大学院学則第12条第1項の規定にかかわらず、令和3年度以前の社会文化総合研究科社会文化論専攻入学者については履修基準を次のとおりとする。

研究科・専攻・コース		科目	必修科目	選択科目	合計
社会文化総合研究科 社会文化論専攻	現代社会文化論コース	6単位	14単位	30単位以上	
	発達・教育臨床論コース				
	現代経済・ビジネスコース				

付 則

この学則は令和5年4月1日から施行する。

付 則

この学則は令和6年4月1日から施行する。

別表（1） （削 除）

別表（2） 履修基準

研究科・専攻・コース		科目	必修科目	選択科目	合 計
社会文化総合研究科 心理学専攻	心理学コース		6単位	14単位	30単位以上

別表（3） 入学検定料、入学金、施設設備資金、授業料その他の納付金の額

番号	種 別	金 額	備 考
1	入学検定料	35,000円	本学の卒業生及び卒業見込者の場合は、30,000円とする。
2	入 学 金	入学時 200,000円	再入学及び本学卒業生の場合は半額とする。
3	施設設備資金	1 Semester 25,000円	
4	授 業 料	1 Semester 300,000円	3年課程生 1 Semester 200,000円
			4年課程生 1 Semester 150,000円
			修了に必要な単位を修得し、学位の資格取得のために在学期間を延長する学生 1 Semester 100,000円
5	その他の学生納付金 実習費	50,000円	社会文化総合研究科心理学専攻に在籍し、公認心理師取得プログラム受講者に選抜された院生のみ。選抜時のみ納入とする。

別表（4） 離学登録料

番号	種 別	金 額	備 考
1	離学登録料	1 Semester 30,000円	

和光大学大学院履修規程

第1章 授業科目

第1条 授業科目は、別表（1）に定める。

第2章 単 位

第2条 各授業科目の単位数は、原則として1時限（1コマ）1セメスターをもって2単位とする。ただし、研究指導（研究法）は、セメスターを問わず6単位とする。

第3章 授 業

第3条 1セメスターの授業日数は、15週（15回）とする。

第4条 授業科目は、必修科目、共通科目、選択必修科目及び研究指導から成る。

第5条 授業は、各授業科目の内容によって、講義、演習、実験、実習及び研究指導のいずれかによって行う。

第4章 履修方法

第6条 課程の修了要件は、2年課程生は大学院に4セメスター以上在学し、次の表に定める履修基準により、研究指導6単位を含め、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格しなければならない。ただし、3年課程生は6セメスター以上、4年課程生は8セメスター在学しなければならない。

2. 研究科委員会が学修及び研究上必要と認めた場合には、上記30単位に、指導教員と相談の上学部開講科目を8単位まで含めることができる。

研究科・専攻・コース		科目		
		必修科目	選択科目	合 計
社会文化総合研究科 心理学専攻	心理学コース	6単位	14単位以上	30単位以上

第5章 履修登録

第7条 大学院学生は、授業科目及び授業時間割に基づき、指導教員の指導の下に履修科目を決定し、所定の期間に履修登録及び訂正をするものとする。履修登録は、春セメスターは4月、秋セメスターは9月に行う。

第8条 大学院学生は、入学後に指導教員を決定する。ただし、所定の手続きにより、その後の変更は可能とする。

第6章 単位認定

第9条 単位の認定は、試験、論文及び研究報告等により行う。

第10条 単位の認定は、原則として各セメスター末に行い、次セメスター始めに通知する。

第11条 単位認定の評価は、次の基準による。

	評価区分
90～100点	秀
80～89点	優
70～79点	良
60～69点	可
59点以下	不可

第7章 論文審査

第12条 論文の審査は、研究科委員会から委任された審査員によって行う。

第8章 留学・離学研修制度

第13条 在学中に、外国の大学に留学を希望する者は、その学修内容及び方法等を、所定の手続きによってあらかじめ届け出るものとする。

第14条 在学中に、離学研修制度を利用して、留学又はフィールド研究をすることができる。離学研修制度を希望する者は、その学修内容及び方法等を、所定の手続きによってあらかじめ届け出て、研究科委員会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず2019年度以前の入学者については、履修基準を次のとおりとする。

入学年度	科目		必修科目	選択科目	合 計
	研究科・専攻・コース				
2003年度～ 2006年度春	社会文化総合研究科 社会文化論専攻	現代社会関係論コース	8 単位	12単位以上	30単位以上
		発達・教育臨床論コース	8 単位	12単位以上	30単位以上
2006年度秋	社会文化総合研究科 社会文化論専攻	現代社会関係論コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
		発達・教育臨床論コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
2007年度春～ 2009年度秋	社会文化総合研究科 社会文化論専攻	現代社会関係論コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
		発達・教育臨床論コース			
		現代経済・ビジネスコース			
2010年度春～ 2019年度秋	社会文化総合研究科 社会文化論専攻	現代社会文化論コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
		発達・教育臨床論コース			
		現代経済・ビジネスコース			

付 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず2021年度以前の入学者については、履修基準を次のとおりとする。

入学年度	科目		必修科目	選択科目	合 計
	研究科・専攻・コース				
2020年度春～ 2021年度秋	社会文化総合研究科 心理学専攻	心理学コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
		現代社会文化論コース	6 単位	14単位以上	30単位以上
	社会文化総合研究科 社会文化論専攻	発達・教育臨床論コース			
		現代経済・ビジネスコース			

付 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

和光大学学位規程

(趣 旨)

第1条 和光大学（以下「本学」という。）が学位を授与するについては、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び和光大学学則（以下「学則」という。）、和光大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2. 学士の学位は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学位（専攻分野）
現代人間学部	心理教育学科	学士（人間関係学）
現代人間学部	人間科学科	学士（人間関係学）
表現学部	総合文化学科	学士（表現学）
表現学部	芸術学科	学士（表現学）
経済経営学部	経済学科	学士（経済学）
経済経営学部	経営学科	学士（経営学）

3. 修士の学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）
社会文化総合研究科	心理学専攻	修士（学術）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学に4年以上在学して、所定の単位を修得した者に授与する。

2. 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程に2年（通算4セメスター）以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。

(学位論文の審査)

第4条 本学大学院における学位の授与に関する論文の審査は、研究科委員会から委任された審査委員が行なう。

(学位論文の提出)

第5条 学位論文を提出しようとする場合は、学位論文提出の前セメスターに、論文の題目を指導教員の承認を得て、当該研究科委員会に提出しなければならない。

2. 論文は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

3. 論文題目の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

(学位論文の受理)

第6条 第5条の規定により提出された学位論文が所定の手続きを経て受理されたときは、当該研究科委員会は、その論文の審査を審査委員会に付託する。

(審査委員会)

第7条 第6条の規程により学位論文の審査を付託された審査委員会は、主査委員及び2名の委員によって構成される。主査委員は当該研究科専任教員から、他の委員は当該研究科科目担当教員から研究科委員会が選任する。ただし、他の委員のうち1名は、研究科科目担当教員に代えて、和光大学の専任教員、非常勤講師または、学外の有識者を選任することができる。この場合には、研究科委員会の議を経て決定する。

(最終試験)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査が終わった後に、学位論文に関わる内容について最終試験を行う。

2. 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

3. 学位論文及び最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(審査期間)

第9条 修士の学位論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときには、直ちに論文審査及び最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第11条 研究科委員会は、第10条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

(研究科委員長の報告)

第12条 研究科委員会において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科委員長は学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の規定に基づいて学位を授与すべきものには、所定の学位記を授与する。

(学位記)

第14条 学位記は、別表のとおりとする。

(学位名称の使用)

第15条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、和光大学名を明記するものとする。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該研究科委員会の議決を経て、学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

付 則

この規程は平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この規程は平成17年9月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項の規程にかかわらず、人間関係学部人間関係学科および人間発達学科を卒業した者には学士（人間関係学）の学位を、表現学部文学科、表現文化学科、芸術学科およびイメージ文化学科を卒業した者には学士（表現学）の学位を授与する。

付 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項の規程にかかわらず、人文学部文学科および芸術学科を卒業した者には、学士（人文学）の学位を、経済学部経済学科および経営学科を卒業した者には学士（経済学）の学位を授与する。

付 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項の規程にかかわらず、経済経営学部経営メディア学科を卒業した者には、学士（経済学）の学位を授与する。

付 則

この規程は、2020年4月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。

ただし、第2条第2項の規定にかかわらず、現代人間学部現代社会学科および身体環境共生学科を卒業した者には、学士（人間関係学）の学位を授与する。

付 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

ただし、第2条第3項の規定にかかわらず、社会文化論専攻を修了した者には、修士（学術）の学位を授与する。

付 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項の規定にかかわらず、2023年度以前の入学生で経済経営学部を卒業した者には、学士（経済学）の学位を授与する。

和光大学大学院退学取扱規程

第1条 退学を希望する者は、和光大学大学院学則第20条により、当該セメスターの授業料を納入している者に限り、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

第2条 秋セメスター末（3月31日）をもって、退学を希望する場合は、次セメスターの4月20日までに退学の願い出があれば、これを承認することがある。

第3条 春セメスター末（9月30日）をもって、退学を希望する場合は、次セメスターの10月31日までに退学の願い出があれば、これを承認することがある。

付 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

和光大学大学院除籍取扱規程

第1条 授業料を滞納し、催告してもなおこれに応じない者は、和光大学大学院学則第23条の定めにより、研究科委員会の確認を経て学長が除籍を決定する。

第2条 除籍の確認は、7月および翌年2月研究科委員会で行なう。

第3条 7月研究科委員会において除籍を確認する者は、当該年度春セメスター授業料を滞納していて、催告に応じない者とする。この場合の除籍年月日は、8月31日とする。

第4条 2月研究科委員会において除籍を確認する者は、当該年度秋セメスター授業料を滞納していて、催告に応じない者とする。この場合の除籍年月日は、2月28日とする。

第5条 和光大学大学院退学取扱規程に定められた期日を超えて退学を希望する者は、除籍とする。

第6条 復籍しようとする場合は、和光大学大学院学則第21条（再入学）を適用する。

付 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

和光大学大学院休学・復学取扱規程

第1条 休学を希望する者は、和光大学大学院学則第24条、25条の定めにより、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

第2条 休学期間は次のとおりとする。

春セメスター 4月1日から9月30日

秋セメスター 10月1日から翌年3月31日

春セメスターと秋セメスター 4月1日から翌年3月31日

秋セメスターと春セメスター 10月1日から翌年9月30日

第3条 4月1日からの休学を希望する場合は、3月1日までに休学の願い出があれば、これを承認することがある。

2. 10月1日からの休学を希望する場合は、9月1日までに休学の願い出があれば、これを承認することがある。

第4条 休学していた者は、休学期間の満了をもって、学長が復学を許可する。

第5条 春セメスターと秋セメスターの休学を認められた者が、秋セメスターからの復学を希望する場合は、9月1日までに復学の願い出があれば、これを承認することがある。ただし復学日は10月1日とする。

2. 秋セメスターと春セメスターの休学を認められた者が、春セメスターからの復学を希望する場合は、3月1日までに復学の願い出があれば、これを承認することがある。ただし復学日は4月1日とする。

付 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

和光大学大学院再入学規程

(目 的)

第1条 この規程は、和光大学大学院学則第21条に基づき、再入学に関する規則を定めることを目的とする。

(再入学)

第2条 退学者または除籍者が当該者の在籍した研究科専攻コースに、再入学を希望する場合は、研究科委員会の承認に基づき、学長がこれを許可する。

2. 再入学希望者の退学年月日または除籍年月日は、問わない。
3. 当該者の在籍した研究科専攻コースが、廃止または廃止の予定のあるときには、再入学の申し出を認めない場合がある。

(受 付)

第3条 再入学を希望する者は、春semester入学の場合は直前のsemesterの2月末日までに、秋semester入学の場合は直前のsemesterの8月末日までに、所要の手続きを経たうえで再入学願を教学支援課に提出することとする。

(再入学年次)

第4条 再入学する年次ならびにsemesterは研究科委員会が決定し、再入学後の在学可能semester数は残存の期間とする。

(履修規程)

第5条 履修規程は、原則として再入学年次のものを適用する。

(単位認定)

第6条 退学または除籍までの既得単位は、その範囲で認める。

2. 退学または除籍した後、和光大学大学院の科目等履修生で取得した単位は、その範囲で認める。
ただし、在籍期間の変更は行わない。

(納付金)

第7条 授業料、入学金、施設設備資金その他の納付金は、大学院学則別表(3)の定めによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、第7条を除き、研究科委員会の議決を経て学長がこれを定める。

付 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1. この規程は、2024年4月1日から施行する。

和光大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、和光大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条及び第40条に基づき、和光大学大学院科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する規則を定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 本大学院の授業科目（以下「科目」という。）の単位を修得するために履修を志願できる者は、大学院学則17条に定める入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、本学が指定する書類に検定料を添えて出願しなければならない。

(出願期間)

第4条 履修生の出願期間は、別にこれを定める。

(履修生選考)

第5条 履修生の選考は、書類審査及び他の方法により行う。

2. 志願者の合否及び履修科目の決定は、当該科目を開講する研究科委員会の議を経て学長が行う。
3. 志願者の選考に関する必要事項は、別にこれを定める。

(履修科目)

第6条 履修生の選考に合格した者は、履修を認める授業科目の中から、希望する授業科目担当の教員の承認を得た上で、履修料を添えて所定の申請書類を教学支援課に提出するものとする。履修を認める授業科目は、別に定めるものとする。

(在学期間)

第7条 履修生の在学期間は、当該科目の履修期間とし、原則として半年とする。

2. 在学の開始時期は、許可を得たセメスターの始めとする。
3. 第1項にかかわらず、引き続き履修生を希望する者は、選考を経て継続して在学することができる。

(履修料)

第8条 履修生の履修料は、大学院学則第38条第3項のとおりとする。

2. 既納の履修料は理由のいかんを問わず返還しない。

(履修生証)

第9条 履修生の身分を証明するものとして履修生証を交付する。

(単位の認定)

第10条 履修生は、履修した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については所定の単位を認定し、願い出により成績証明書又は単位修得証明書を交付する。

(資格の取消)

第11条 履修生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるとき、あるいは理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、履修生の資格を取り消すことがある。

(諸規程の準用)

第12条 この規程に定めのない事項については、大学院学則並びに諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、第8条第1項を除き、研究科委員会の議を経て学長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

memo

和光大学 大学院
学修の手びき 2024

編集・発行／和光大学教学支援課

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘5-1-1

TEL 044-989-7487